

高崎市ISO等認証取得補助金



国際化に対応できる競争力強化を図る中小企業や、
環境対策を推進する中小企業を応援します。

市内の中小企業がISOマネジメントシステム等の認証取得を行った場合に、取得に要した経費のうち、審査登録機関に支払う審査登録費用、認証に係るコンサルタント費用の一部を支援します。

- ★対象となる中小企業
- ・ 市内に有する事業所で認証を取得すること
 - ・ みなし大企業でないこと
 - ・ 役員等が高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと
 - ・ 市税を滞納していないこと
 - ・ 同一のISOシリーズで過去に補助金の交付を受けていないこと

- ★補助金の対象経費
- ・ 審査登録機関（注1）に支払う審査登録費用
 - ・ 認証に係るコンサルタント費用
- （注1）審査登録機関は、次のとおりです。
- ISOシリーズ 国際認定機関フォーラムの国際相互承認メンバーの認定機関により認定登録を受けた審査登録機関
 - エコアクション21 一般財団法人 持続性推進機構
 - エコステージ 一般社団法人エコステージ協会が認定した評価機関
 - KES・環境マネジメントシステム・スタンダード 特定非営利活動法人KES環境機構
- ・ 間接経費（消費税、振込手数料、運送料、交通費、通信費等）は対象経費になりません。

- ★補助金の額
- 新規認証取得にかかる対象経費の3分の1以内
限度額70万円（千円未満切捨て）

- ★対象となる規格
- ・ ISOシリーズ（9001、14001、27001等）
 - ・ エコアクション21
 - ・ エコステージ
 - ・ KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

★手続きの流れ

～認証取得の計画段階に行うこと～

○事業計画書の提出

社内で取得計画が決まり次第（コンサル等と契約する前に）『ISO等認証取得事業計画書（様式第1号）』を提出してください。

【注意】計画書の提出は補助金等交付を確約するものではありません。交付申請時の予算の状況により、受付可能か判断しますので、交付申請時にあらためてご確認ください。なお、あらかじめ計画書を提出しないと交付申請はできません。

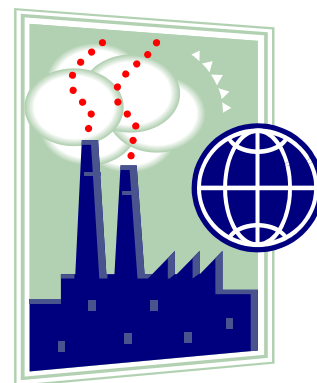
※請求書・領収書（振込受付書のコピーなども含む）などの認証取得の経費を証明する書類は、補助金申請の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

～認証取得終了後（全ての支払い完了後）に行うこと～

○補助金の交付申請

以下の書類をそろえて、取得した年度内に速やかに申請してください。（3月末から4月の年度替りの時期で、審査には合格したが、登録証の発行に時間がかかる場合や、支払いが年度をまたがる場合は、事前にご相談ください。）

- ① 認証取得を証明する登録証の写し
- ② 高崎市ISO等認証取得補助金交付申請書（様式第2号）
- ③ ISO等認証取得事業収支報告書（様式第3号）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ かかった経費を証明する請求書及び領収書の写し
- ⑥ 請求書（高崎市長あて）



- ※ 市内の事業所と市外の事業所が同時に認証取得した場合
必要書類：上記①～⑥の書類＋法人市民税申告書（事業所控）の写し
対象経費は、それぞれの事業所の従業員数で按分となります。
- ※ 予算上限に達した場合には、受付を停止しますので、ご確認の上、速やかに申請してください。
- ※ 申請書類は、高崎市ホームページからダウンロードできます。

《お問い合わせ》

高崎市商工観光部 産業政策課企画誘致担当
高崎市産業創造館
〒370-0854 高崎市下之城町584番地70
TEL 027-320-2808